

安衛法第 28 条第 3 項の規定に基づく指針（がん原性指針）対象物質の 選定ルールの見直しについて（案）

1 これまでの選定ルール及び問題点

安衛法第 28 条第 3 項第 2 号により、がん原性指針の対象物質は、「がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの」と規定されている。

この規定を踏まえ、国（厚生労働省）が実施した発がん性試験により、動物への発がん性が認められた化学物質をこれまで指針の対象としてきた。

しかしながら、労働者の健康障害防止のためには、国の試験により発がん性が明らかとなった物質だけでなく、それと同等又はそれ以上の発がん可能性を国際機関等で指摘されている物質についても指針の対象としていく必要がある。

2 選定ルールの見直し

指針対象物質の選定ルールを次のように改める。

次のいずれかに該当する化学物質をがん原性指針の対象とする。

- (1) 国が実施した発がん性試験（短・中期発がん性試験を含む。）により動物への発がん性が認められた物質
- (2) IARC の発がん性分類の 1 ～ 2B に該当する物質、又は国際機関等による発がん性分類又はその他の発がん性に関する知見によりそれに相当すると専門家が判断した物質

なお、一旦、がん原性指針の対象物質とされた物質又は業務であっても、リスク評価の結果等により特定化学物質障害予防規則（特化則）により発がん予防の観点での規制がなされた場合には、指針の対象から除外する。

1, 2 - ジクロロプロパンの含有量 1 % 超の洗浄・払拭業務は特化則で規制されたため（平成 25 年 10 月 1 日施行）同日付けで当該業務を指針から除外した。

3 新ルールに基づく指針対象物質の検討

上記 2(2) に基づく具体的な指針対象物質の候補として次のものが挙げられる。

(1) 発がんのおそれのある有機溶剤

印刷業の胆管がん事案を契機として、有機溶剤の規制が見直され、これまで有機溶剤中毒予防規則で規制されていた物質のうち発がんのおそれのある 10 物質（含有量 1 % 超の有機溶剤業務に限る。）について、特定化学物質障害予防規則により規制する予定である。

これら 10 物質のうち 6 物質は既に指針対象物質となっているが、他の 4 物質に係る有機溶剤業務以外の業務について指針対象に追加する必要がある。

なお、10 物質のうち既に指針対象となっている 6 物質については、現在、含有量 1 % 超の製造・取扱業務全般について指針の対象としているが、今後は、有機溶剤業務以外の業務に限定して指針対象とする。

<発がんのおそれのある有機溶剤のうち既に指針の対象となっている6物質>
クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、
ジクロロメタン、テトラクロルエチレン

<発がんのおそれのある有機溶剤のうち指針の対象となっていない4物質>
スチレン、1,1,2,2-テトラクロルエタン、トリクロルエチレン、メチ
ルイソブチルケトン

(2) 発がん性評価ワーキンググループにおいて、IARCの発がん性分類の1～2B
に相当すると判断された物質

平成25年度より発がん性評価WGにおいて、既存の知見(国際機関等の発がん性分類結果だけでなく、分類の際の根拠資料となっていない試験結果等を含む。)に基づく発がん性評価を行うこととなった。ここでは、発がん性がIARCの1～2Bに相当するか否かを判断する予定である。

平成24年度の有害性評価小検討会において化学物質の発がん性評価の加速化について検討した結果、既存の知見により発がん性のおそれありとされた物質については、指針又はリスク評価の対象物質とする等により対応することとなっているため、これに基づいて対応する必要がある。

別添1 平成24年度有害性評価小検討会における発がん性評価の加速化と
りまとめ(別添2別紙)

(3) リスク評価において発がん性のおそれありとされた物質のうち、リスクが高くないと評価された物質又は業務

厚生労働省では平成18年度から、主として発がん性のおそれのある化学物質(IARCの発がん性分類の1～2Bに該当する物質等)のリスク評価を行い、労働現場でのリスクが高い物質については特定化学物質障害予防規則等による規制を行ってきた。

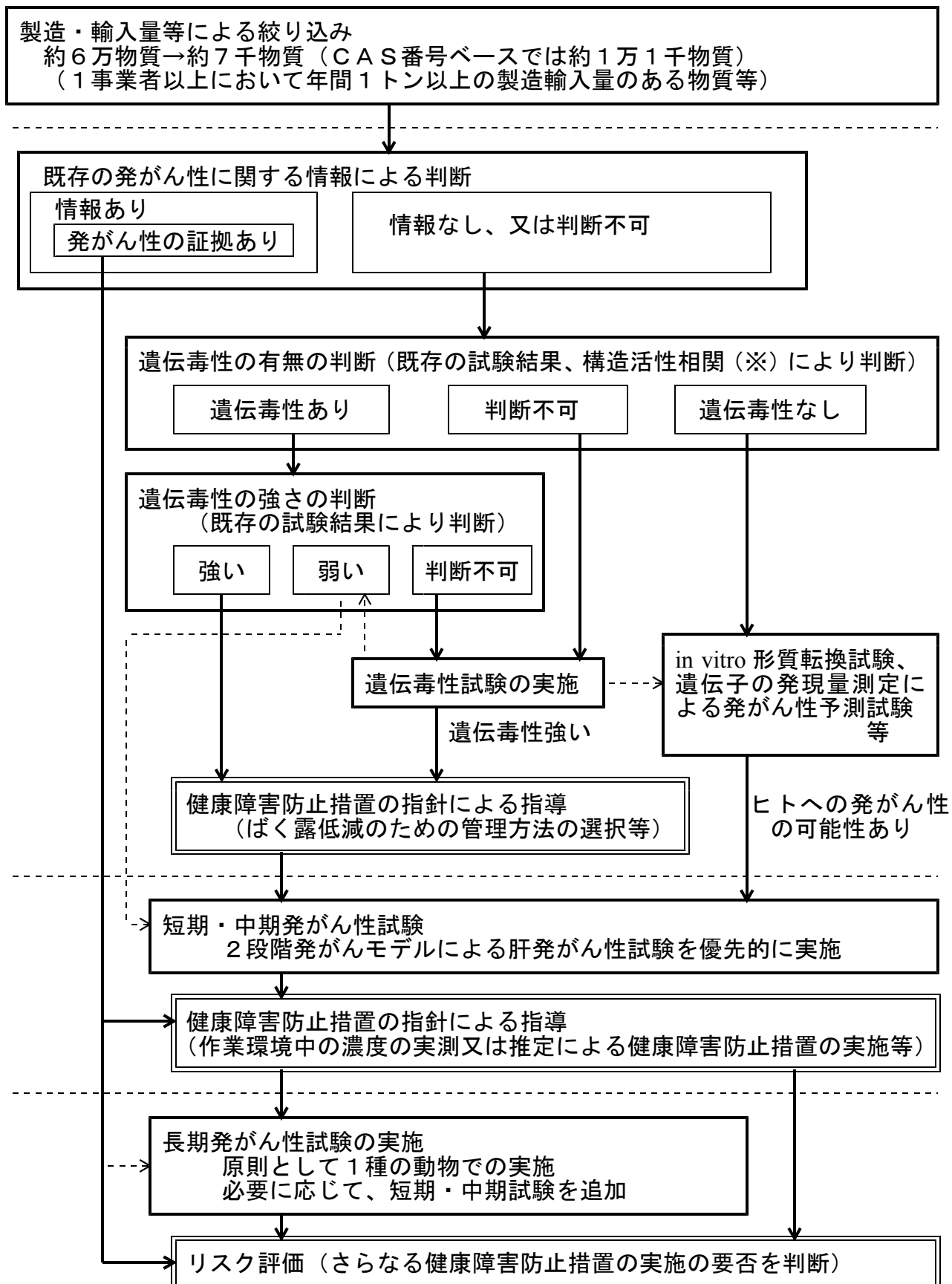
一方、リスク評価の結果、労働現場での発がん性に関しリスクが高くない(「リスクなし」、「リスクが低い」を含む。)と評価された物質については、健康障害防止措置に関して安全衛生部長名の行政指導を行ってきた。また、リスク評価の結果、特定化学物質障害予防規則で規制することとなった物質であっても、労働現場でのリスクが高くないとされた業務については、健康障害防止措置の対象となっていない。

今後は、リスクが高くないと評価された物質又は業務についても、発がん性に鑑み、指針の対象物質とすることが適当である。

ただし、有害物ばく露作業報告の報告事業場がなかった等の理由により、リスク評価を打ち切った物質は、原則として指針の対象としないこととする。

参考資料9 これまでのリスク評価の進捗状況一覧

職場で使用される化学物質の発がん性評価の加速化



（※）当面、構造活性相関は遺伝毒性の有無の推定に用いることとし、発がん性の推定への活用の可能性については、引き続き検討する。